

八女市特産品輸出促進協議会共創パートナー募集要綱

令和8年8月3日決裁

(趣旨)

第1条 本要綱は、八女市特産品輸出促進協議会（以下「協議会」という。）規約第9条に基づき、協議会の目的に賛同し、八女市特産品の輸出促進に取り組み、地域経済の活性化に寄与する共創パートナーの募集に関し、必要な事項を定めるもの。

(定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 共創パートナー 協議会の目的に賛同し、本要綱に基づき登録を受けた生産者や事業者（以下、「生産者等」という。）であって、協議会と連携して八女市特産品の輸出により地域ブランドの向上及び地域経済の活性化に寄与する取り組みを行うものをいう。

(2) プロジェクト 複数の共創パートナーが連携し協議会の目的達成に寄与する特産品の輸出に関する事業をいう。

(登録対象者の要件)

第3条 共創パートナーとして登録できる者は、協議会の目的に賛同し、次の各号のすべてを満たす生産者等とする。

(1) 事業実績及び意欲 八女市の特産品（農林産物、伝統工芸品等）をすでに輸出している又は今後輸出を行いたいと計画していること。若しくは、輸出に関する流通、プロモーション等の事業を行っていること。

(2) 地域貢献及び情報発信 輸出等に関連する先駆的な取組事例や知見を地域に提供・発信できること。

(3) 調査等への協力 協議会が実施するアンケートやヒアリング調査、事例報告等の協力依頼に対し、可能な範囲で対応できること。

(4) コンプライアンス 法令を遵守し、公序良俗に反する活動を行っていないこと。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、又は同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(支援内容)

第4条 登録された共創パートナーは、以下の各号に掲げる支援を受けることが

できる。ただし、いずれの支援も予算の範囲内とする。

- (1) プロジェクト支援 複数の共創パートナーが連携して実施するプロジェクトに対する支援。ただし、プロジェクト支援に係る要件等については、会長が別に定める。
 - (2) 協議会事業への参画 国内外展示会への出展、商談会、プロモーション活動等への参加機会の提供
 - (3) 情報の提供等 輸出に関する専門的なセミナーや研修会等の開催案内等を提供
 - (4) ネットワークの構築 構成団体（福岡八女農業協同組合、八女商工会議所、八女市商工会、福岡県八女森林組合、市）、関係団体、共創パートナー等との連携・調整等
 - (5) その他会長が必要と認めるもの
- (登録の手続き)

第5条 共創パートナーへの登録にあたっては、第3条の登録対象者の要件を満たした上で、次の各号に記載する手続きを要する。なお、登録料や年会費は無料とする。

- (1) 申請 登録を希望する事業者は、八女市特産品輸出促進協議会共創パートナー登録申請書を協議会事務局へ提出すること。
- (2) 審査・承認 申請書類等に基づき、協議会において内容を審査し、適当と認められる場合には八女市特産品輸出促進協議会共創パートナー登録書により通知する。また、適当でないと認めた際は、その理由を付した八女市特産品輸出促進協議会共創パートナー登録不承認通知書により通知する。
- (3) 共創パートナー登録 共創パートナーとして承認されたものは、協議会により共創パートナー名簿に登録する。

(登録の辞退)

第6条 パートナーが自ら登録を取り消したい場合は、事務局へ八女市特産品輸出促進協議会共創パートナー登録辞退届を提出することで、登録を辞退することができる。

(情報の公開)

第7条 協議会は、共創パートナー間の連携促進及び地域への周知を図るため、事業者等の名称（屋号）を八女市公式ホームページ等で公開する。

(登録の有効期間)

第8条 第5条第3号により共創パートナーに登録の有効期間は、原則として登録日から当該年度の末日までとし、特段の申し出がない場合は1年ごとに自動更新とする。

(登録の取消)

第9条 共創パートナーが本要綱の要件を満たさなくなった場合、協議会の名誉を毀損する行為等があった場合は、登録を取り消すものとする。

(様式)

第10条 この要綱の規定による申請等に関し作成する申請書等の様式については、会長が別に定める。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月3日から施行する。